

令和 7 年 4 月 1 日
国立市福祉事務所

令和 7 年度 国立市福祉事務所
生活保護業務実施方針

目次

1. 実施方針策定の目的 … P.2
2. 国立市の現状 … P.3
3. 令和6年度東京都指導検査の結果について… P.6
4. 令和6年度実施方針における目標の振り返り… P.7
5. 課題点… P.10
6. 具体的な対策(重点目標、恒常的目標について)… P.12

1. 実施方針策定の目的

生活保護制度は、日本国憲法第 25 条に規定する生存権保障の理念に基づき、利用者・保護を必要とする方の人権を擁護し、経済的な給付をもって健康で文化的な最低限度の生活を保障し、併せて、利用者の様々な困りごとを解決するための支援に取り組み、利用者の自立助長に繋げることを目的としています。

国立市においても、この目的を達成すべく、生活保護業務の運営にかかる現状を分析し、課題を抽出し、解決策として目標を設定すること、また、それを明文化し共有することで、効率的かつ効果的な業務運営を目指すことを目的に本実施方針を策定しました。

2. 国立市の現状

(1) 保護動向

	被保護 世帯数 (世帯)	被保護 人員 (人)	保護率 (%)	世 帯 の 種 別 内 訳	高齢者世帯 (世帯)	母子世帯 (世帯)	障害世帯 (世帯)	傷病世帯 (世帯)	その他世帯 (世帯)
令和 6 年	983	1,173	15.5%		463 (47.1%)	33 (3.4%)	138 (14.0%)	152 (15.5%)	197 (20.0%)
令和 7 年	986	1,166	15.4%		494	33	147	140	204
対前 年比	100.3 %	99.4%	—		106.7%	100.0%	106.5%	92.1%	103.6%

※各項目内記載の()は数値の単位を表す

※各年の3月1日時点での数値

※内訳比率及び対前年比は小数点第2位を四捨五入したもの

令和7年3月現在で、被保護世帯数は986世帯となっており、対前年比100.3%となっています。傷病世帯が減少する一方で、高齢者世帯、障害世帯、その他世帯が増加。母子世帯は横ばいです。相談者、申請者は依然として増加の傾向です。生活保護の申請件数は令和5年度は167件、令和6年度は170件と対前年比約101.8%となっており、高い件数が依然と続いています。一方、下記の通り市の人口は若干ながらも増加していることから、保護率は若干低下し15.4%となりました。

(2) 国立市の概要

当市は東京都中央部に位置し東は府中市、西は立川市、南は多摩川を挟んで日野市と接しており、8.15 km²の広さで全国でも4番目に小さな市です。令和7年3月1日現在、人口75,971人、39,763世帯、65歳以上人口の比率が24.6%であり、人口・世帯数共に増加しています。

その中で、生活保護世帯数も微増となっています。このままの増加傾向が続く場合、令和7年度中には保護世帯数が1,000世帯を超えることも想定されます。

市内には無料低額宿泊所が1か所ありましたが、令和5年3月に閉所され、令和6年4月現在、市内の無料低額宿泊所は0か所です。また、女性支援を行っている団体が一つあり、その団体が管理する物件に入居する利用者が数名おり、他自治体からその団体を頼って相談・申請に至るケースが年間を通して数件あります。

市内には総合病院が 1 か所しかなく、必要な場合には立川市や府中市などの近隣市にある総合病院を受診することとなります。検査や手術などで市外への通院が必要になる事例も多いです。

このように、小さな市域で各種の社会資源が他市に比べると少ないことが特徴として挙げられます。一方で、市の北には JR 中央線、南には JR 南武線が通り、コンパクトな市域も相まって近隣や沿線の市へのアクセスは比較的容易であり、他市にある社会資源の活用が可能です。

(3) 組織体制について

令和 7 年 4 月 1 日現在、生活保護業務については生活福祉担当課長が所掌し、健康福祉部福祉総務課相談保護係及び庶務係の 2 係体制となっています。

相談保護係の職員数については、ケースワーカーの標準担当世帯数を考慮し、定員管理上は係長職、係員の合計で相談保護係は 15 名となっています。現在、係長が係全体の庶務事務等、主査 2 名が査察指導員として CW の進行管理等、主任・主事 12 名（うち病休者 1 名を含む）が CW 業務を担うという執行体制です。

その他、会計年度任用職員として、専門的な知識を有する専門職支援員（面接相談員、就労支援員、健康管理支援員、多重債務者等支援員、適正受給調査員、高齢者支援員）を配置しています。

国立市では福祉職としての職員採用は行っておらず、あくまでも一般行政職として福祉職経験者を採用しているため、令和 7 年 4 月 1 日現在、社会福祉士資格所持者は課長、ケースワーカー 4 名の合計 5 名であり、その他の査察指導員、CW は社会福祉主事（所謂 3 科目主事）となっています。その現状から、新規配属職員については職員研修として中央福祉学院の社会福祉主事任用資格通信課程を受講するようにしています（令和 7 年は 3 名受講予定）。

また法定化された健康管理支援事業を担当するため、保健師（正規職員）が 1 名配属されています（保健センターと兼務となり、週 2 回が生活保護業務）。一方、経理事務、医療・介護事務を所掌する庶務係については、正規職員 3 名、会計年度任用職員 3 名体制となっています。

受給世帯の増加に対して、庶務係の人数の変化はなく、業務の効率化等を進め、間違いのない経理事務の執行体制の整備が必要な状況です。

その他、相談保護係 1 名、庶務係 2 名の会計年度任用職員（Ⅱ種）が事務補助等を担っています。

3. 令和6年度東京都指導検査の結果について

東京都による令和6年度生活保護法施行事務に係る指導検査において、以下の通り勧告・助言がありました。また、一般ケース検討においては、訪問が十分でないケース、各種書類の徴取不備等につき助言がありました。

○勧告事項：実施体制について

令和6年8月1日時点において法に定める標準数の12名に対して現業員11名と1名不足しているため、体制の整備に努めてください。

○助言事項：課税調査について

- ①一部の課税所得について調査対象から除外されているので、次回以降は全ての課税所得に対して調査を行ってください。
- ②課税情報における収入額と生活保護における収入額の差額に許容範囲を独自に定めていますが、完全一致でない限り差額の理由について調査してください。

特に助言事項については、来年度の適正な課税調査の実施に向けて改善を行います。勧告事項については、令和7年度に定員化されました。

4. 令和6年度実施方針における重点目標の振り返り

(1) 利用者アンケート

令和3年度に実施した全世帯向け利用者アンケートの結果を受け、しおりや定期的に発行している福祉だよりの見直しを実施しています。その効果測定を改めて行うため、利用者アンケートを実施しております。(調査期間：令和7年3月末～5月末)

定期訪問において利用者の生活状況を把握することで利用者への支援に繋がりましたが、利用者の中には困りごとや悩みを言語化して相談することが苦手であったり、何かしらの事情で対面での相談を躊躇うケースもあると思われます。そうした潜在的なニーズを匿名の利用者アンケートを用いて汲み取ることで、よりニーズや課題に即した支援へと昇華していくことを目的としています。

福祉事務所内での検討のほか、令和7年2月10日(月)に実施された生活保護行政等運営審議会にて委員の皆様からのご意見をいただき、令和7年3月にアンケートを配布しました。これからアンケート結果の回収・集計・分析を行い、行政運営に反映をさせていただきます。

(2) 定期訪問

全CWに訪問を重点的に位置づける「訪問日」を月に4回設けて、日単位、月単位で訪問件数を具体的に設定することで訪問件数の平準化を図るとともに実施要領で定められた訪問活動を行うことを徹底しました。但し、訪問の目的の終着点は利用者支援へ資することであり、ただ訪問の「件数」のみにとらわれないように留意しました。また、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により訪問の代替として電話連絡による生活状況把握が定着していたことから、訪問により生活状況を把握するスキルを持ち合わせていないCWが多いことが実情でした。訪問時に確認することのチェックリストの活用やSVから助言を行うことで、CWが訪問に割く労力を支援へと繋げられるように育むことも訪問件数の担保と並行して行うよう意識しました。チェックリストの内容を履行するだけで生活保護行政が適正に行われるわけではないですが、訪問時における生活状況の把握のための視点をチェックリストとして可視化することで、必要な確認の漏れがないようにしました。

結果、令和 5 年度は「訪問対象世帯数 970 世帯、訪問実施世帯数 282 世帯、訪問実施率 29.07%、総訪問数 1,615 件」でしたが、令和 6 年度は「訪問対象世帯数 977 世帯、訪問実施世帯数 404 世帯、訪問率 41.35%、総訪問件数 1,796 件」と、総訪問件数は 181 件増、実施率は 12.28%増加し、数値上においては改善が見られました。組織的に一斉行動を計画し実行したことで、訪問調査にかかる CW の意識の底上げを図り、訪問件数が標準化され実施率等の数字上も改善されたと考えられます。今後、令和 6 年度の訪問の内容・質について検討し、訪問日が訪問の数・質に与えた影響を分析し、更なる訪問件数・実施率の向上、訪問の質向上を目指します。

（３）利用者の自立支援

自立には幾つかの種類があります。例えば、健康を増進することで日常生活の動作を自分の力で行うことができるようになる日常生活自立、社会とのつながりを持ち社会の一員として生活を行えるようになる社会生活自立、生活に必要な金銭を自分で稼いで生活をする経済的自立などです。国立市では、利用者個人の状況や困りごとに合わせた援助の方針を策定するため援助方針会議と銘打って協議を行ったり、健康に不安のある方に向けて健康お悩み相談会を月に 1 回開催するなどしています。

経済的自立、特に就労自立には時間を要するケースが多い現状があります。理由として、稼働能力がある場合でも対人関係に不安を抱えている、就労経験が少ない等の日常生活や社会生活に課題を抱えた利用者が少なくないことが考えられます。就労意欲が低下している場合には、「意欲」を引き出すだけでも長い時間を要し、そうした就労に至らない利用者の背景にある課題に向き合いつつ、気持ちに寄り添ってきましたが、早期に就労自立したケースは残念ながら少ないのが実情です。

令和 6 年度においては、稼働能力があり且つ「意欲」のある利用者から重点的支援対象者として各 CW が 2 名程度選定し、就労支援員、就労準備支援事業受託者、ハローワークと連携し支援を行いました。

対象者には CW が重点的に訪問・面接を行い本人の希望、経歴、資格等を聞き取ったうえで、就労支援員、就労準備支援受託事業者と連携し必要な支援を行いました。但し、いくら「意欲」があるといっても、一般的に上記の通り就労による自立には時間を要するため、支援を行った利用者とそうでない利用者を比

較して、就労に結びついたか否かだけではなく求職活動の頻度や書類選考・面接選考の通過率等、総合的に効果測定して次年度へと繋げていきたいと考えています。

（４）恒常的な目標：生活保護費の適正な給付

「生活保護費の適正な給付」については令和４年度までにおいては毎年重点目標として掲げていましたが、平成２９年に判明した不適正な事務処理の経過を踏まえ、以降は恒常的な目標として、毎年重点目標とは別に掲げていくこととしました。

利用者の生活状況を適切に把握し、世帯の状況に合わせて必要な扶助費を支給することを目的とします。また法令規則に則り、給付要件の確認を確実にを行います。給付要件の確認には令和５年度に策定した一時扶助チェックリスト等を使用し、各 CW の判断基準にブレが生ずることのないよう、画一的な支給を行うこととします（各ケースの状況を鑑みず、機械的に判断を行う、ということではないことは留意）。

5. 課題点

これまで見てきた国立市の現状、東京都指導検査の結果、昨年度の重点目標の振り返り等をもとに、以下の通り課題点を抽出しました。

①組織体制

前述の通り、国立市の組織体制についていくつか課題が残っています。まず、CW 数が社会福祉法に規定される標準数に達していない点です。法では、1 CW あたり 80 世帯を担当とする上限が規定されていますが、国立市においては令和 7 年 3 月時点で 986 世帯、CW が 11 人、1 CW あたり約 89 世帯の担当となっています。これを改善するためには最低限 13 人 CW が必要な計算となります。また、傾向から今後も受給世帯数は増加していくことが見込まれ、今後も継続して CW 人員の増強する必要があると見込まれます。

また、職員の質向上についても課題があります。これも前述の通り、国立市においては CW の募集要件として社会福祉士等の資格を要求しておらず、入職・異動により配属となった CW は福祉関連の未経験者であることも少なくありません。また市役所の特色として数年で異動となることから、知識や経験の蓄積をどのように担保し、新規配属の CW でも十分に支援を実施していける体制をとっていくのか検討していく必要があります。

②令和 6 年度重点目標における項目とその効果測定

「4. 令和 6 年度実施方針における重点目標の振り返り」で記載した通り、令和 6 年度においては「利用者アンケート」「定期訪問」「自立支援」「適切な給付」を目標としていました。これら項目については、令和 6 年度中に改善しきったというものではなく、むしろこれから効果測定を行いその進捗を確認し、今後の運営に反映させていく必要があります。現時点で一定の効果がみられている一方、目標設定との因果関係やより良いやり方がないかを検討するなど、目標に掲げて終わらせるのではなく、そこから業務改善へ昇華させていくことがより重要となります。

③多様化する利用者の課題とその解決策

前回の利用者アンケートでも少し浮き彫りとなり、コロナ禍を代表とする近年の社会情勢の急激な変化を代表に、利用者の抱える課題が多様化してきてい

ます。生活を金銭的に最低保証すれば事足りていた時代から変わり、複雑多様化してきている社会に連動する形で利用者のニーズも変化してきています。一方で、生活保護行政は法に基づき行われることから、行うことができる支援にも限りがあるという制約の中で、一体どのようなことが我々にはできるのか、何を成すことを期待されているのかを見極め、実行に移していく必要があります。そのためにも、3月に配布した第2回利用者アンケートは現状を分析するのに大変重要になることが想定されます。

6. 具体的な対策(重点目標、恒常的目標について)

「5. 課題点」にて挙げた課題点を解決すべく、下記の通り令和7年度は重点目標、恒常的目標を設定します。

重点目標(1) 組織体制を見直し、人員・仕組み両面において改善を図る

まず人員については、標準数が充足する人員配置を引き続き人事部門と調整を行っていきます。しかし、人員をすぐに補充できるかは不透明であり現行の人員体制で一定期間は運営をしていく必要があること、また、新規配属となったCWが既存のCWと同等以上の支援を実施できる体制を整える必要があることから、運営を行っていく仕組み自体にも改善を行っていきます。

具体的には、各種マニュアルの整備、研修体制の強化、教育係のCW及び査察指導員からの知識・経験伝達の効率化、統一的な支援ができるように対応方法のリスト化・共有化などを行っていきます。

重点目標(2)

令和6年度に実施した重点目標に対する取組みの継続及び効果測定

令和6年度を終え、重点目標等として取り組んできた「利用者アンケート」「定期訪問」「自立支援」「適切な給付」について、令和7年度も継続して取り組んでいきます。また、その効果測定を行い、より適切な目標設定・実施方法を模索し、次年度以降につながる取組みにしていきます。

重点目標(3) 利用者課題に対する対応方法の検討

多様化する利用者課題・ニーズに対してどのような解決策や支援を提示できるか、その実態を掴むとともに検討をします。また、定期的に行われる他自治体の福祉事務所や都の福祉部局との会議や調整の場で、他自治体や都全体、国の動向を掴むと共に、制度改善や全体として協同していくことを訴求していきます。

恒常的目標 生活保護費の適正な給付

令和6年度に引き続き、保護費の適正な給付を行うことを恒常的目標として掲げます。また、その実行の担保として、より効率的・効果的な事務処理方法・処理ルーチンを模索し、誰でも正確に迅速に支給処理を行うことができるよう体制整備を検討します。また、令和5年度に策定した一時扶助等のチェックリ

ストを活用することで、各 CW の判断基準にブレが生じることがないように、画一的な支給を行います。